

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年2月16日(木)
午前9時55分～午前10時54分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 5名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅 原 和 子
委員 熊 谷 克 彦 委員 千 葉 栄 幸
委員 荒 川 洋 平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊 地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及 川 秀 一
- 5 欠席委員 1名
委員 笹 森 波
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第1回名取市議会定例会の対応について
② 令和5年第1回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について

確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について
- (2) 当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取扱いについて
 - ② 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 当初予算関連議案に対する総括質疑について
- (3) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午前9時55分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

笹森 波委員から、会議規則第81条の規定により欠席の届出がありましたので報告します。

次に、本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第1回名取市議会定例会の対応についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第1回名取市議会定例会での対応について、内容を御説明いたします。

次第書の1ページ、1の（1）を御覧願います。

新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会での対応については、これまでも、定例会開催時の本委員会で決定し、感染拡大防止策を実施してきたところです。

このことについて、令和3年9月定例会までは会派代表者会議において、事前に協議してきておりましたが、今後の新型コロナウイルス感染症に係る対応については、重要な事項に関わる場合以外の場合は、議会運営委員会での協議としていくこととなっております。

2月定例会における対応事項は枠の内容の通りであります。1のアからエ並びにカ、及び2から4の一般質問や委員会審査などは12月定例会で対応した内容と同様の対応をするものです。アとウのマスクの着用について、政府は3月13日からは個人の判断に委ねるという新たな指針を示しておるとこ

ろですが、本市議会においては、今期定例会については、継続してマスク着用とし、以降の会議開催の際に、改めて見直しを検討していくこととするものです。

1のオについてです。これまでは感染対策として、議場内の議長席、演壇及び発言席、また議員協議会室の議長席に、アクリル板を設置し、会議終了後に清拭作業を行っていましたが、今後は、このアクリル板全てを撤去するという案です。

国では新型インフルエンザ等対策推進会議において、基本的対処方針の見直しが必要に応じて行われ、その一つに、効果的な換気の提言として、換気を阻害しないパーティションの配置について留意点が示されております。その内容は、パーティションを用いる場合は空気の流れを遮らないように目線の高さまでとすることや、3面以上のものは換気が阻害されるため、空気の流れに平行または2面以上開放して設置するといったものであります。

また、昨今、総理や大臣等による記者会見では、記者席との間に十分な距離を確保し換気も十分で感染リスクは低いとの判断により、アクリル板を設置していない場面も多く見受けられます。

このようなことから、本市議会においても、今後は、議場や協議会室において、出入口の扉を開放し、できる限りの換気を継続しながら、アクリル板については撤去するという考えに至ったものです。

また、5の補足説明（口述書）を審査前に配付することについては、これまではあくまで新型コロナウイルス感染症に係る対応として実施してきましたが、執行部より、今後は、訂正作業は行わないことを含めたこの内容を、新型コロナウイルスの感染状況にかかわらず、恒常的な対応として実施したい旨、申入れがありました。議会として、これをお受けすることとし、今後はこれを先例事項とすることで、新型コロナウイルス感染症の対応策からは除くというものであります。

以上の2月定例会における対応について御協議をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第1回名取市議会定例会での対応について、説明は以上です。

○委員長（大友康信）　ただいま、新型コロナウイルス感染症に係る令和5

年第1回名取市議会定例会での対応について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時 1分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第1回名取市議会定例会での対応については、説明のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第1回名取市議会定例会での対応については、そのようにいたします。

次に、令和5年第1回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 令和5年第1回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について説明いたします。

初めに、次第書の2ページ、1の（2）の①、今期定例会に提出のありました市長提出議案39か件の内容について御説明いたします。

資料は1ページから4ページまでになりますので、併せて御覧願います。

まず、一般会計のほか7特別会計及び2企業会計に係る当初予算が10か件です。

次に、資料は1ページから2ページまでになります。

条例議案は9か件で、内訳は新規条例案が2か件、改正条例案が7か件となっております。

次に、補正予算については、一般会計のほか6特別会計及び2企業会計に係る9か件です。

次に、資料は3ページを御覧願います。

次に、人事案件については4か件で、内訳は農業委員会委員の選任について1か件、固定資産評価審査委員会委員の任命について1か件、人権擁護委員候補者の推薦について2か件となっております。

次に、その他議案については、7か件で、内訳は土地の売払いについて2か件、市道路線の廃止及び認定について2か件、規約の変更について3か件となっております。

以上が市長提出議案39か件の内訳です。

次に、次第書の2ページ、② 議員提出議案については、意見書案1か件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の2ページ ③ 一般質問を御覧願います。

一般質問については、2月14日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には13名の議員より、合わせて質問事項27事項、質問要旨99項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいりますので、通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、齋 浩美議員、2番、千葉 栄幸議員、3番、笹森 波議員、4番、菅原 和子議員、5番、大友 康信議員、6番、郷内 良治議員、7番、板橋 美保議員、8番、大久保 主計議員、9番、吉田 良議員、10番、長南 良彦議員、11番、菊地 昌夫議員、12番、荒川 洋平議員、13番、小野寺 美穂議員、以上の発言順位となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書2ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、2月20日月曜日から3月16日木曜日までの25日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤ 日程です。会期日程（案）について御説明いたします。

資料5ページから7ページまでを御覧願います。

令和5年第1回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の2月20日です。

開会の後、会期の決定を行います。

次に、議案第1号から議案第39号までの市長提出議案39か件を一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第13号から議案第21号までの改正条例案7か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第31号から議案第34号までの人事案件に対する質疑及び採決を行います。

次に、議案第35号及び議案第36号の市道路線の廃止認定議案2か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議会案第1号に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上で散会となりますが、その後、常任委員会を開催します。

2月21日火曜日から2月26日日曜日までは、休会とするものですが、2月24日金曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び予算関連事業箇所の現地調査、意見書案審査等を行います。

2月27日月曜日から3月2日木曜日までは、一般質問を行います。2日については午前に一般質問を、午後は議案審査のため総務消防常任委員会を開催いたします。

3日金曜日は休会とするものですが、議案審査のため、午前に建設経済常任委員会を、午後に民生教育常任委員会を開催するものです。

3月4日及び5日は休会です。

3月6日月曜日は、条例及び補正予算等の審議を行います。

議案第11号及び議案第12号の新規条例案に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第13号から議案第21号までの常任委員会に付託した改正条例案に対する討論、採決を行います。

次に、議案第22号から議案第30号までの補正予算案に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第35号及び議案第36号の常任委員会に付託した市道路線の廃止認定に関する議案に対する討論、採決を行います。

次に、議案第37号から議案第39号までの規約の変更についてに関する議案に対する質疑、討論、採決を行います。

3月7日火曜日は、令和5年度当初予算10か件に対する総括質疑を行い、散会后、財務常任委員会を開催します。この際の一般会計に係る補足説明は、先ほど御説明しましたとおり、参考資料配布によるものとします。

3月8日水曜日から3月15日水曜日までは、休会とするものですが、その間、財務常任委員会を開催し、令和5年度当初予算の審査を行います。

まず、3月8日は、一般会計歳入の全部について審査を行います。

3月9日は市内中学校卒業式がありますので、議案調査のため休会とします。

次に、3月10日は、一般会計歳出の第1款議会費から第4款衛生費までについて審査を行います。

3月13日は、同じく一般会計歳出の第5款労働費から第8款土木費までについて、3月14日は、同じく第9款消防費から第14款予備費までについて審査を行います。

3月15日は、特別会計及び企業会計について審査し、その後令和5年度各予算議案について討論、採決を行います。

今期定例会最終日となる3月16日木曜日は、議案第1号から議案第10号までの令和5年度当初予算10か件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第1号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

以上、全ての審議が終了し、2月定例会閉会となります。

令和5年第1回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）については以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、令和5年第1回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。2月定例会の会期日程（案）については、2月20日から3月16日までの25日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第1回名取市議会定例会の会期及び日程（案）については、2月20日から3月16日までの25日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項の条例議案の事前説明会及び当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限について、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書の2ページ、下段を御覧願います。

まず、条例議案の事前説明会については、明日2月17日金曜日午前10時より開会いたします。場所は、議員協議会室です。

説明議案については、議案第11号から議案第19号までの、条例議案9か件となります。

次に、当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項において、現地調査の日の午前9時までとされております。今期定例会については、先ほど会期日程案が決定いたしましたので、2月24日金曜日の午前9時までとなります。

今回は予算関連議案に対する総括質疑ということで、予算議案資料に基づく質疑をお願いいたします。また総括質疑の発言順序は受付順となりますので、既に通告のあった質疑内容と重複するときは、御相談させていただく場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

条例議案の事前説明会及び当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限については以上です。

○委員長（大友康信） 条例議案の事前説明会及び当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、ただいま、書記より説明をいたさせましたとおりですので、よろしくをお願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議案の取扱いについて御説明いたします。

初めに、次第書の3ページ、① 一括議題・審議方法・付託する常任委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料は8ページから10ページまでの、議案の取扱い（案）を御覧願いま

す。

まず、議案第1号から議案第10号までの令和5年度当初予算10か件については、3月7日に一括議題といたしまして総括質疑を行います。その後、財務常任委員会に付託し、審査の後、今期定例会最終日の3月16日に、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第11号から議案第19号までの条例議案について御説明いたします。

まず、議案第11号及び議案第12号の新規条例案については、3月6日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第13号、議案第14号及び議案第16号の3か件については、2月20日に上程し、質疑の後、総務消防常任委員会に付託を行います。その後、3月6日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第15号及び議案第17号から議案第19号までの4か件については、2月20日に上程し、質疑の後、民生教育常任委員会に付託を行います。その後、3月6日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第20号及び議案第21号の2か件については、2月20日に上程し、一括議題として質疑の後、建設経済常任委員会に付託を行います。その後、3月6日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第22号から議案第30号までの補正予算案9か件については、3月6日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第31号の農業委員会委員の任命については、2月20日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票による採決を行います。

次に、議案第32号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、2月20日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票による

採決を行います。

次に、議案第33号及び議案第34号の人権擁護委員候補者の推薦については、2月20日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行います。

次に、議案第35号及び議案第36号の市道路線の認定関係については、2月20日に上程し、一括議題として質疑の後、建設経済常任委員会に付託を行います。その後、3月6日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第37号から議案第39号までの規約の変更については、3月6日に上程し、一括議題として質疑の後、委員会付託を省略し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議会案第1号の意見書案については、2月20日に上程し、質疑の後、民生教育常任委員会に付託を行います。3月16日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

① 一括議題・審議方法・付託する常任委員会については以上です。

次第書3ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

先ほど御協議いただきました会期日程（案）のとおり、総務消防常任委員会を3月2日木曜日の午後に、建設経済常任委員会を3月3日金曜日の午前に、民生教育常任委員会を同日午後に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、財務常任委員会の各会計予算審査日程案について、資料の11ページを御覧願います。

先ほどの会期日程案での説明と同じ内容となりますが、3月7日火曜日から3月15日水曜日までの御覧の日程で各会計について審査を行います。

次第書3ページへお戻りください。

次に、③ 委員会審査報告書の取扱い（案）についてです。

委員会における、議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受け、会期日程（案）に基づき本会議において審議を

行うとするものです。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いたします。

次第書の3ページ下段を御覧願います。

資料については、12ページから14ページまでです。

今期定例会では、1か件の意見書が提出されました。

議会案第1号 医療的ケア児等の保育施設や学校等での生活における支援の充実と強化を求める意見書です。

本件の提出者は齋 浩美議員、賛成者は小野寺美穂議員、笹森 波議員です。取扱い案としては、民生教育常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案（意見書）の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま書記をして、議員提出議案（意見書）の取扱いについて説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、当初予算関連議案に対する総括質疑についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 当初予算関連議案に対する総括質疑について説明いたします。

次第書は4ページになります。

当初予算関連議案に対する総括質疑の取扱いです。

総括質疑は会派を単位とするという申し合わせ事項になっておりますが、箱書きで参考として記載のとおり、会派に所属しない議員の総括質疑については、議長が認めた場合、これを行うことができるとなっております。

現在、一人会派がお一人いらっしゃいますが、総括質疑を認めることとする案です。

当初予算関連議案に対する総括質疑について説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、当初予算関連議案に対する総括質疑について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。当初予算関連議案に対する総括質疑については、取扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、当初予算関連議案に対する総括質疑については、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

名取市議会基本条例実施計画については、本委員会では後期推進計画の概要とその推進スケジュールについて決定し、それに基づいて実施計画を進めてまいりました。

推進スケジュールにおいて、本定例会期間での協議事項は特に設けておりませんでした。議長より後期推進計画に追加して協議すべき課題について諮問がありましたので、こちらについて議題といたしたいと思っております。

なお本件については、まずは書記より説明をいたさせ、また後日改めて協議して参りたいと考えております。

まず初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

次第書は4ページ、資料は別冊の名取市議会基本条例実施計画協議資料を御覧願います。

議長より後期推進計画に追加して協議すべき課題として諮問があった案件は、議員間討議の実施についてです。

議員相互間での自由な討議を積極的に行うことについては、基本条例にも規定されていることから、必要に応じてスムーズに実施できるよう手続等の整理を行うことについて、本委員会に諮問がありました。

それでは、議員間討議について、資料により御説明させていただきます。

初めに資料2ページのⅠ 根拠規定です。

名取市議会基本条例第5条を読み上げます。

議員は、市民に選ばれた代表者で、議会を構成する一員であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいた議員活動を行わなければならない。

（1）議会が言論の府であること及び合議制の期間であることを十分認識し、議員相互間での自由な討議を積極的に行うこと。

と規定されております。

また、名取市会議会議規則では、第155条に法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を別表で規定しており、その別表中、議員協議会の目的については、

1 議案及び懸案事項等について議員相互の理解を深め、意見を調整する。

2 市長の要請に基づき行財政上の重要課題等について意見を述べる。

と規定されております。

次に、Ⅱ 現状と課題です。

議員間討議の現状として、まず本会議では実績はありません。ただし、常任委員会では意見書審査や請願及び陳情調査等において事実上実施しているところ です。

また、議員協議会について、その多くは市長の要請に基づき開催し、執行部の説明の後に議員が質疑を行う形で進めておりますが、それ以外では平成31年4月に「議場への国旗及び市旗の掲揚について」を議員のみで協議調整した例もあるところです。

また、令和元年に実施しました基本条例の評価・検証においては、議員間討議について、評価結果として「議員間討議の重要性は認識しているが、機会が乏しい」、課題として「議員間の自由な討議を行う機会が少ない」とされておりました。

また、次の2点が今回御協議いただくことになった直接のきっかけとなりますが、令和4年12月に、日本共産党議員団より議長へ、令和4年12月定例会の議案（宮城県南部消防指令事務協議会の設置）について議員間討議を実施してほしい旨の申出がありました。

また、令和4年12月に本委員会にて創政会より、議員協議会の在り方として、例えば議決事項とならない重要な案件については、議会としての意思を表明できる機会が必要ではないかという意見がありました。

以上が議員間討議についての本市議会における根拠規定及び現状と課題となりますが、これらを踏まえまして、冒頭にお伝えしましたとおり、議長より、議員間討議を必要に応じてスムーズに実施できるよう手続等の整理を行うことについて、本委員会に諮問がありました。

次に、3ページ、Ⅲ 実施にむけて整理すべき事項についてです。

他市議会での取組を参考にしながら、本市議会の会期や議事の進め方の中で議員間討議を実施することを想定した際の案として、名取市議会議会運営等に関する申し合わせ事項に下記を追加することについて、御説明いたします。

（Ⅵ 議員間討議に関する事項（案）を読み上げ、説明をなした）

また、この案とした際の手続等の流れについて、4ページで御説明いたします。

（2 議員間討議の流れを読み上げ、説明をなした）

次に、Ⅳ 本委員会における今後の進め方についてです。

本日、基本条例後期実施計画に追加して協議することについて決定となっ

た際は、まずは、実施に向けて整理すべき事項の確認として、先ほど御説明いたしました3から4ページのⅢ 実施にむけて整理すべき事項及びその他整理すべき事項について、会派に持ち帰り御協議いただきます。

また、本定例会中、追加議案等についての協議のため、3月14日に本委員会の開催を予定しておりますので、その際に、本件について会派意見を集約して再度協議していただく案です。

説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議員間討議の実施について書記より説明をいたさせましたが、これより委員各位から御意見を伺ってまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

【休憩中の協議概要】

○本案件を基本条例実施計画後期推進スケジュールに追加して協議することとする。

○会派持ち帰りとし、3/14（火）に再度協議することとする。

○会派に持ち帰るにあたり、委員より以下について確認及び意見が出された。

- ・議員間討議の進行は誰が行うか。→議員協議会の招集権者である議長が進行する案とする。
- ・議員間討議の成果として、討議して終わりとするか、何らかのまとめを行うのか。議案以外の懸案事項に関する議員間討議については、議会としてある程度、意見をまとめ、必要に応じて執行部へ申入れを行うまでではないか。
- ・議案に関する場合、討議の申出は、議案に関する質疑後のみとするか、会期中の他のタイミングでも行えるようにする必要があるか、検討したい。また、討論と討議をどう使い分けていくのかの、整理が必要ではないか。

午前10時53分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。議員間討議の実施については、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時54分 散会

令和5年2月16日

議会運営委員会

委員長 大友 康信